

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、感染予防のために、当面の間、下記の届出書類等を郵送でも受け付けます。

必ず電話等にて事前確認したうえで送付いただくようお願いいたします。（手数料の振込方法などは電話の際にご説明します。）

また、申請、届出、書類の補正、副本の返却等の手続きに伴いやむを得ず来庁する時は、複数件ある場合はまとめる等、可能な限り来庁回数を減らすようお願いいたします。

なお、提出された書類に大幅な修正や是正がある場合は、修正後に改めて郵送をお願いすることがありますのでご注意ください。

郵送受付可能届出等

担当係	郵送受付可能な届出・申請等	返信用封筒	手数料
施設計画係	駐車場法に基づく届出	○	—
	埼玉県福祉のまちづくり条例第 16 条第 1 項に基づく届出（路外駐車場）	○	—
	都市計画法第 53 条第 1 項に基づく許可申請	○	—
	川口市おもいやり駐車場利用証交付申請	—	—
	都市計画道路平面図	○	○
まちづくり政策係	地区計画の区域内における行為の届出	○	—
	地区計画の区域内における行為の変更届出	○	—
	地区計画の区域内における行為の届出書の取下届	○	—
計画推進係	景観計画届出	○	—
	景観計画変更届出	○	—
	景観計画通知	○	—
	景観計画完了報告書	—	—
	屋外広告物許可申請	○	○
	屋外広告物変更届出	—	—
	屋外広告物除却届出	—	—

計画推進係	屋外広告業登録	○	○
	屋外広告業変更届出	—	—
	屋外広告業廃止届出	—	—
	特例屋外広告業登録届出	○	—
	特例屋外広告業変更届出	—	—
	特例屋外広告業廃止届出	—	—
	用途地域証明	○	○
	市街化区域・市街化調整区域証明	○	○
	既成市街地証明	○	○
	近郊整備地帯証明	○	○
	都市計画道路抵触証明	○	○

※書類に送付票を添付して送付してください。

※返信用封筒が「○」の場合は、返信先を記入した返信用封筒に相当の切手を貼り同封してください（信書を送付できない郵送サービスは不可）。

「—」の場合でもお客様の方で控えが必要な場合は同様です。

※郵送先はすべて下記住所までお送りください。

【郵送先】〒332-8601 川口市青木2丁目1-1 都市計画課 宛

※郵送による届出等を受理した旨のご連絡はいたしません。受理状況は必要に応じて適宜お問い合わせください。

※郵送事故については責任を負いかねます。

【問合せ先】

川口市 都市計画部 都市計画課

施設計画係 電話：048-242-6331

まちづくり政策係 電話：048-242-6332

計画推進係 電話：048-242-6333

FAX：048-285-2003

メールアドレス：120.02000@city.kawaguchi.saitama.jp

送 付 票

令和 年 月 日

届出等の種類（該当する届出にチェックしてください）

- 駐車場法に基づく届出
- 埼玉県福祉のまちづくり条例第 16 条第 1 項に基づく届出（路外駐車場）
- 都市計画法第 53 条第 1 項に基づく許可申請
- 川口市おもいやり駐車場利用証交付申請
- 都市計画道路平面図
- 地区計画の区域内における行為の届出
- 地区計画の区域内における行為の変更届出
- 地区計画の区域内における行為の届出書の取下届
- 景観計画届出
- 景観計画変更届出
- 景観計画通知
- 景観計画完了報告書
- 屋外広告物許可申請
- 屋外広告物変更届出
- 屋外広告物除却届出
- 屋外広告業登録
- 屋外広告業変更届出
- 屋外広告業廃止届出
- 特例屋外広告業登録届出
- 特例屋外広告業変更届出
- 特例屋外広告業廃止届出
- 用途地域証明
- 市街化区域・市街化調整区域証明
- 既成市街地証明
- 近郊整備地帯証明
- 都市計画道路抵触証明

建築物の場所

川 口 市 _____

連絡先（名刺等があれば添付願います）

氏 名
住 所
電 話
M A I L

備 考

・その他連絡事項